

医療機関の受診の仕方、 考えてみませんか？



～地域医療を守り、未来へ引き継いでいくため、協力をお願いします～

■問い合わせ先…保健センター ☎46-5571

平日や日中などの診療時間内に受診せず、休日や夜間に、平日の受診と同じ感覚で救急医療機関(※)を利用することが問題になっています。※緊急の入院や手術が必要な重症患者を受け入れる県立病院など

令和4年度、休日や夜間に救急医療機関を受診した人と救急搬送された人のうち、入院が必要だった人はわずか14%でした。

休日や夜間の救急医療機関が混雑することで、重症患者の診療が遅れるなどの影響が出る恐れがあります。

医療機関を受診する際のお願い

かかりつけ医を持ち、
診療時間内に受診しましょう

かかりつけ医とは、日頃から健康管理や初期の治療をしてくれる身近な医師(医療機関)のことです。

「無理して我慢すること」ではありませんが、より重症な人が休日や夜間の救急医療機関を優先的に受診できるように、できるだけ診療時間内にかかりつけ医を受診しましょう。



やむなく休日や夜間に
受診する場合は、
当番医を利用しましょう



当番医を受診する場合は、事前に医療機関に電話で確認してから受診しましょう。

その日の当番医は、一関市消防本部(☎25-0119)のほか、町広報、当日の新聞でも確認できます。

一関市、平泉町
休日・夜間救急当番医→



子どもの夜間・休日の相談は、
こども救急相談電話に電話しましょう

こども救急相談電話は、電話で子どもの病気や事故について相談できる窓口です。経験豊富な看護師がアドバイスします。

こども救急相談電話(19:00～翌日8:00)

☎019-605-9000

☎#8000 (局番なし)

※PHS・ダイヤル回線・IP電話からは

☎019-605-9000を利用してください。

詳しくは
こちらから→



救急車を適切に利用しましょう

救急車は、急病やけがなどで病院に緊急で搬送しなければならない人のためのものです。

「救急車で病院に行けば優先的に診察してもらえる」「救急車は無料だから」などの理由で利用すると、本当に救急車が必要な人への対応が遅れることとなります。適切に利用しましょう。



健康診断を受け、日頃から健康管理を心がけましょう

健康診断を毎年1回受け、体の変化を確認し、健診結果を生活習慣の改善に生かしましょう。「自分の健康は自分で守る」意識を持ち、病気の予防や治療法を理解し、食事や運動など、健康管理を心がけましょう。



東稲山麓地域のロゴマーク



3地区にまたがる東稲山麓地域は、山麓地と低平地の農地の複合的な土地利用などで自然災害のリスクを分散してきたことなどが評価され、1月に日本農業遺産に認定されました。

日本農業遺産に認定された東稲山麓地域(長島地区、一関市舞川地区、奥州市生母地区)をPRするロゴマークが9月29日、役場で発表されました。全国から137点の応募があり、最優秀賞に静岡県の天野穂積さんの作品が選ばれ、ロゴマークに採用されることとなりました。このロゴマークは、同地域の認知度向上やブランド化などを図るため、のぼり旗やポスターなどに活用されます。

日本農業遺産「東稲山麓地域」 ロゴマークが決まる

東稲山麓地域について学び、食を堪能しませんか

出前講座を開催します

東稲山麓地域農業遺産推進協議会は、東稲山麓地域が日本農業遺産に認定された内容について皆さんに知っていただくため、無料で出前講座を実施します。お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先

東稲山麓地域農業遺産推進協議会事務局
県南広域振興局農政部 ☎0197-22-2842
農林振興課 ☎46-5564

黄金花咲く理想郷
道の駅平泉 知っ得情報

問い合わせ先…道の駅平泉 ☎48-4795

11月19日(日)に「特産品祭り」

東稲山麓地域で収穫された新鮮な野菜や特産品を販売します。道の駅平泉正面玄関前のテントで開催します。

■開催時間…10:00～15:00(予定)

日本農業遺産「東稲山麓地域」農林業システム
【第4回】土地の所有と利用

今回は、災害リスクを分散させてきた土地の所有と利用について説明します。

当地域では約300年前から、低平地と山麓地の両方に農地を分散所有し、水害リスクの少ない山麓地では自分たちの食料(コメなど)を確保し、水害リスクがあるものの肥沃で生産力の高い低平地では、古くは麻や桑、菜種、昭和以降はコメ、麦、大豆などの商品作物を栽培するなど、時代に合わせた複合農業が行われてきました。その中で、土地の所有と利用は、個人を基本としながら、立体的な土地利用を共同・共同によって支える仕組みで成り立ってきました。

例えば、低平地での農地利用調整は営農組合が、麦や大豆など転作作物の作付けは農法人が担い、山麓地のため池などの水利施設や山地の森林は地域の共有財産として森林組合が管理するなど、さまざまな共同・共助の仕組みが、土地の利用を重層的にしています。

(東稲山麓地域農業遺産推進協議会)

	<災害>	<個人(自給)>	<共同(共助)>
山麓地	洪水害	農地の分散所有	営農組合等 ・作物の組合せ(米・麦・豆等) ・作付場所の調整 ・高地:生食用米、乾燥米、飼料用米等
山麓地	干ばつ		営農組合等 ・灌漑のルール ・ばいり、点検、修繕 ・排水量の調整
山地	土砂災害		森林組合等 ・森林の保全管理 ・災害危険箇所への広葉樹植栽